

平成29年10月20日

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成29年10月20日開催の第247回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1. 平成29年度（平成29年4月1日～9月30日）中間決算報告書（案）の件
原案どおり承認された
2. 当業者の認定等要領（農産物市場）の一部変更（案）の件（資料1）
原案どおり承認された
3. 国際穀物等指数の加重係数変更（案）の件（資料2）
原案どおり承認された

以上

当業者の認定等要領(農産物市場)の一部変更の件

1. 農産物市場における「当業者の認定等要領」において、米穀と他の農産物市場の商品が混雑した記述となっていることから、受渡担当者等から解りづらいつとの指摘があり、米穀を別項に区分して記述することとしたい。
2. 米穀における当業者にあつては、現行第 1 項に規定する当業者に加え、特に本所が認めた者について、当業玉限度枚数を適用するものとしてたい。

以 上

当業者の認定等要領（農産物市場）の一部変更

資料1

大阪堂島商品取引所
は変更箇所

変 更	現 行
<p>農産物市場</p> <p>本所の商品市場における当業者の認定及び当業玉の認定については、次によるものとする。</p> <p>1 委託者又は会員が当業者として認定を受ける場合には、本所に別紙の「当業者認定申請書」を提出するものとし、本所は審査のうえ適当であると認めるときは当業者として認定する。</p> <p>2 前項の当業者認定を受けた当業者は、本所の定める建玉限度のほか個別に特別建玉限度を設け、この建玉限度内において、当業玉に限り建玉を認めるものとする。</p> <p>3 米穀における当業者にあっては、以下に定める団体に属する会員又は組合員、若しくは特に本所が認めた者（当該会員又は組合員が団体であるときは、当該団体に属する会員又は組合員を含む。）をいう。当該当業者の建玉限度枚数は、市場管理要綱農産物市場Ⅲの1の(1)に定める各商品の当業玉限度枚数を適用する。</p> <p>○ 農産物市場米穀 全国米穀販売事業共済協同組合、社団法人日本精米工業会、 日本米穀小売商業組合連合会（日米連）、全国主食集荷協同組合連合会（全集連）、 全国米菓工業組合、全国米穀工業協同組合、全国味林協会、全国餅工業協同組合、 日本酒造組合中央会</p> <p>4 前項の当業玉限度枚数を超えて当業玉を建玉する必要があるときは、「当業者認定申請書(建玉の特別枠)」を提出して、特別建玉限度の承認を受けるものとする。</p> <p>5 第2項又は第4項の特別限度を超えて当業玉を建玉する必要があるときは、当業玉について本所に別紙「建玉の認定申請書」を提出して、本所の承認を受けるものとする。</p>	<p>農産物市場</p> <p>本所の商品市場における当業者の認定及び当業玉の認定については、次によるものとする。</p> <p>1 委託者又は会員が当業者として認定を受ける場合には、本所に別紙の「当業者認定申請書」を提出するものとし、本所は審査のうえ適当であると認めるときは当業者として認定し、本所の定める建玉限度のほか個別に特別建玉限度を設け、この建玉限度内において、当業玉に限り建玉を認めるものとする。なお、当業者認定を受けた者が更に特別建玉限度を超えて当業玉を建玉する必要があるときは、<u>当業玉について本所に別紙「建玉の認定申請書」を提出して、本所の承認を受けるものとする。</u></p> <p>なお、<u>農産物市場米穀</u>における当業者とは、<u>下記に定める団体に属する会員又は組合員（当該会員又は組合員が団体であるときは、当該団体に属する会員又は組合員を含む。）をいう。</u></p> <p>○ 農産物市場米穀 全国米穀販売事業共済協同組合、社団法人日本精米工業会、 日本米穀小売商業組合連合会（日米連）、全国主食集荷協同組合連合会（全集連）、 全国米菓工業組合、全国米穀工業協同組合、全国味林協会、全国餅工業協同組合、 日本酒造組合中央会</p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p>

国際穀物等指数（コ-ン75指数）の加重係数変更の件

標記の件については、「指数値算出等に係る細則（参考1）」の第3に基づき、2018年11月限以降の加重係数を下記のとおりとする。

記

◎ 2018年11月限以降適用の加重係数（現行通り）

対象物品	原市場	加重係数
とうもろこし	東京商品取引所	0.05
とうもろこし	大阪堂島商品取引所	0.00
とうもろこし	シカゴ商品取引所	0.75
大豆ミール	シカゴ商品取引所	0.20

参考1 「指数値算出等に係る細則」（抜粋）

参考2 「国際穀物等指数構成銘柄の総取引代金の対比」

指数値算出等に係る細則(抜粋)

指数先物取引

(目 的)

1 (省 略)

(加重係数)

2 指数値算出に係る加重係数は、次のとおりとする。

(1) 国際穀物等指数先物取引

対象物品	原市場	加重係数
とうもろこし	東京商品取引所	0.05
とうもろこし	大阪堂島商品取引所	0.00
とうもろこし	シカゴ商品取引所	0.75
大豆ミール	シカゴ商品取引所	0.20

(2) (省 略)

(加重係数の算出)

3 加重係数は、原則、次のとおり求めるものとする。

過去5年間(暦年)の対象物品の各原市場における総取引代金平均額(円)を過去5年間(暦年)の対象物品の原市場における総取引代金平均額(円)の総和で除し、各々小数点第2位(小数点第3位四捨五入)まで算出した数値とする。

なお、シカゴ商品取引所を原市場とする対象物品の総取引代金平均額については、過去5年間(暦年)におけるシカゴ商品取引所毎営業日の対象物品全限月の帳入値段に各々取引高及び取引単位に相当する倍率を乗じて合算した各対象物品の平均額を過去5年間(暦年)における本所毎営業日に三菱東京UFJ銀行が最初に発表する対顧客直物電信相場の売相場(TTS)及び買相場(TTB)の中間値の平均レートによって邦貨換算した額とする。

加重係数の計算式

$$\frac{\text{「過去5年間(暦年)の対象物品の各原市場における総取引代金平均額(円)」}}{\text{「過去5年間(暦年)の対象物品の原市場における総取引代金平均額(円)の総和」}}$$

(加重係数の決定)

4 (1) 加重係数は、3で求めた数値を基に経済状況、対象物品の生産状況、対象物品原市場の成長性等を勘案し、理事会がこれを決定するものとする。

(2) 加重係数の見直しは、年1回、国際穀物等指数については、10月、コーヒー指数については4月、4(1)に準じて行うものとし、それぞれ翌月発会の新甫限月から適用するものとする。

(3) 加重係数は、原則1年間、これを変更しない。

以 下 省 略

国際穀物等指数構成銘柄の総取引代金の対比

年	総取引代金(百万円)				対 比 A : B : C : D
	東京とうもろこし (A)	大阪とうもろこし (B)	シカゴとうもろこし (C)	シカゴ大豆ミール (D)	
2012	2,111,177	137,866	391,313,680	122,272,556	0 : 0 : 76 : 24
2013	1,027,408	141,249	350,336,683	162,048,502	0 : 0 : 68 : 32
2014	1,081,275	140,704	312,353,092	172,153,959	0 : 0 : 64 : 36
2015	1,198,072	115,593	387,275,956	184,726,171	0 : 0 : 68 : 32
2016	803,680	68,853	343,440,214	182,066,887	0 : 0 : 65 : 35
平均	1,244,322	120,853	356,943,925	164,653,615	0 : 0 : 68 : 32